

全国デイ・ケア協会 認定デイ・ケアマスター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国デイ・ケア協会（以下当協会）が認定する通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション等）従事者に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション等）の質の向上、利用者の自立支援、地域住民の自助・互助活動への支援を行い、地域リハビリテーションの普及・啓発を促す通所系サービス従事者の育成を目的とする。

(認定デイ・ケアマスター)

第3条 認定デイ・ケアマスターとは、通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション等）における従事者として必要な専門的知識・経験・技術を有することを認められた者である。

(認定デイ・ケアマスター研修会)

第4条 第2条の目的を達成するため、認定デイ・ケアマスター研修会を開催する。
2 認定デイ・ケアマスター研修会の内容については、別に定めるものとする。

(認定デイ・ケアマスターの要件)

第5条 認定デイ・ケアマスターの要件は、次に掲げるとおりとする。

- 2 当協会の会員であること（個人会員も含む）。
- 3 認定デイ・ケアマスター研修会（スキルアップセミナー）を履修していること。
- 4 全国デイ・ケア研究大会もしくはリハビリテーション・ケア合同研究大会のいずれかに参加し、1演題以上の通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション等）に関連した内容を発表していること（共同演者も含む）。
- 5 当協会主催の研修会において、認定デイ・ケアマスター研修会（スキルアップセミナー）を除く研修会に3つ以上参加していること。
なお、当協会主催研修会の内容については、別紙に定めるものとする。
- 6 通所系サービスにおける実務経験が2年以上であること。
- 7 施設長、または上司の推薦を有すること。
- 8 在宅リハビリテーションエキスパート・ジェネラリストコース修了者は4・5の要件を満たすこととする。

(認定デイ・ケアマスターの要件に準ずる研修会等の有効期間)

第6条 認定デイ・ケアマスター要綱 第5条の3～5および8の有効期間は、認定申請日より遡って5年間とする。

(認定)

第7条 第5・6条の認定要件を満たした者からの認定申請を事務局が受理し、認定は理事会が審査、決定を行なう。

2 認定された会員には認定デイ・ケアマスターの証を交付する。

(認定有効期間)

第8条 認定デイ・ケアマスターの有効期間は、認定された月の翌日より5年間とする。

(認定の取り消し要件)

第9条 認定を取り消す要件は、次に掲げるものとする。

- 2 認定の更新をしなかったとき。
- 3 会員でなくなったとき。
- 4 業務停止および免許の取り消し処分を受けたとき。
- 5 当協会の名誉を著しく傷つけたとき。

(要綱細則の改定)

第10条 本要綱の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところとする。

(附則)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(変更)

1. 令和3年12月9日 第5条・第6条